

市が条例で定める施設等の基準(素案)へのパブリックコメントを踏まえた委員のご意見と市の考え方

P.1	～	P.3	(仮称)特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準(素案)
P.4	～	P.6	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)
P.7	～	P.12	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)
P.13	～	P.14	その他

市が条例で定める施設等の基準(素案)へのパブリックコメントを踏まえた委員のご意見と市の考え方

(仮称)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(素案)

ご意見	基準名	NO	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	(仮称)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(素案)	9	第6条第5項について 回答の中の「当分の間」という部分が気になりました。書かれているような心配が起らないように、今後も提供施設とともに市の責任の下、状況を把握しながら一緒に適切な措置を講じていくことでよいのでしょうか。	改正児童福祉法第73条1項では、当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市が利用の調整等を行うと規定されていることから、このような回答といたしました。なお、今後のあり方については、委員お見込みのとおりです。
2	(仮称)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(素案)		第13条について 「現行と同様の整理」について、現在がどのような整理がされているのか、幼稚園、保育園でもかなり違うと思うので、もう少し具体的な説明が頂けるとよいと思います。 おそらく保育園を利用している保護者の方々だと思いますが、項目にある費用をすべて徴収されるのではないかと不安に感じていることが伝わってきました。 最初は徴収しなくても、条例で決まれば、いつか取られるかもしれない、と心配する保護者の方もいます。この13条は、幼稚園にあわせた内容になっていると理解しています。保育園は、これまで通りであるならば、もう少し細かい市の基準案として定めるとよいと思います。	認可保育所であっても認定こども園等であっても、施設ごとの判断となりますが、国基準では、一定のルールの下で「できる規定」となっております。(参考:国基準第13条3、4) 幼稚園・保育所等の経営実態調査の調査結果においては、3歳以上児主食費については、41.8%、通園費(園バス代等)は6.7%、遠足等の園外活動費(バス代、入場料等)は38.1%の保育所が実費徴収しています(N=22,977)。 そのような中、国の子ども・子育て会議や子ども・子育て会議基準検討部会等では、現在、幼稚園・保育園などにおいて実費徴収が行われている遠足の園外活動費や教材費等の実費徴収については、現行と同様の整理としてはどうかという検討の視点が示され、今回の国基準にできる規定として設けられたものであります。また、教育・保育の質の向上に向けた取り組み等に係る上乗せ徴収については、額や徴収理由をあらかじめ開示し、保護者に説明・同意を得た上で行うことにしており、設置主体の判断によって徴収を行わないことも可能な取り扱いとしています(私立保育園については、現行同様、市町村との協議を経て、実施することとしています)。なお、今後これらについては、国がガイドライン等を示す予定です。
3	(仮称)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(素案)	8、10	提供側の利用者に対する説明責任について書かれていると思いますが、ご意見からは、入るためには無理なことでも全て受け入れなくてはだめなのか、その後も同意をしたということでも何も言えないのかという不安の声だと思いました。第16条の通り、外部の評価を得て、結果を公表、改善するとあるように、利用者の意見を反映し、質の改善を目指していくことが伝われば、安心できるのではないかと思います。直接的に言いにくいことについては、現在も市のほうへご意見を申し出られる保護者の方もいらっしゃいます。第30条は、日常的な意見・要望についても、市の方でも受け付け、改善に向けて動くという理解でよいのでしょうか。	保育所の苦情解決にあたっては、社会福祉法や児童福祉法最低基準、保育所保育指針等において明記されており、それに則って適切に行われてきたところではありますが、今回の条例制定においても改めて苦情解決方法を明文化したものであります。また、中立、公正な第三者の関与を組み入れるために第三者委員を設置することも求められていますし、委員ご指摘のとおり、第16条では、特定教育・保育に関する評価等の規定により、利用者等による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならないとしています。

市が条例で定める施設等の基準(素案)へのパブリックコメントを踏まえた委員のご意見と市の考え方

(仮称)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(素案)

ご意見	基準名	NO	意見の概要	意見に対する市の考え方
4	(仮称)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(素案)	1,2,3,4,5,6,7	意見 上乗せ徴収については、保育園と幼稚園の保護者間で、保育と教育についての考え方が大きく相違していると思われるため、市は保護者向けの説明会を開き、説明していただきたい(意見書・要望書の通り)	意見書、要望書を拝見していない段階ですが、市においても、制度改正、とりわけ保護者の方へ影響がある部分について、早急に市民の方へお知らせしていく必要があると考えています。国・東京都からの情報や各施設・事業者ごとの状況、手続き方法など、制度の詳細について、市民や事業者等にお知らせできる時期、周知方法を検討しているところです。
5	(仮称)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(素案)		意見 第30条について このパブリックコメント通り、苦情解決の受付窓口は、市に設置していただきたい	保育所の苦情解決にあたっては、社会福祉法や児童福祉法最低基準、保育所保育指針等において明記されており、それに則って適切に行われてきたところでありますが、今回の条例制定においても改めて苦情解決方法を明文化したものであります。また、中立、公正な第三者の関与を組み入れるために第三者委員を設置することも求められていますし、第16条では、特定教育・保育に関する評価等の規定により、利用者等による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならないとしています。
6	(仮称)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(素案)		委員の意見 第6条第5項、第12条、第14条の第1項、第2項、第16条第1項、第17条、第20条、第23条、第33条、第34条第1項について パブリックコメントについてはありませんが、上記の条文は参酌すべき基準であり、文末を「〇〇するよう努める」に表記を変更していただきたい	委員ご指摘の条項については、事業者と利用者との契約において、今般の社会情勢から必要とされる項目に関し、国の子ども・子育て会議等で一定の議論を経たのちに国基準として示されたものであります。それらの条項に関し、義務規定から努力規定へと変更しなければならない本市の地域性、特殊性があるとは考えておりません。
7	(仮称)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(素案)		委員の意見 運営に関する基準は、今後諸般の事情変更に伴って適宜見直しを行う事を最後の一文に加えていただきたい	諸般の事情変更に伴い、基準を見直す必要性が生じた場合は、第一義的には国基準が改正されるものと考えています。また、現時点において勘案する必要があると考えられるものについては、特例や経過措置が設けられています。
8	(仮称)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(素案)		委員の意見 第7条について 保育園と認定こども園を分けて運用していただきたい(8月20日に意見を言わせて頂きます)	会議の場でご意見をお伺いします。

市が条例で定める施設等の基準(素案)へのパブリックコメントを踏まえた委員のご意見と市の考え方

(仮称)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(素案)

ご意見	基準名	NO	意見の概要	意見に対する市の考え方
9	(仮称)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(素案)		<p>上乗せ徴収について 市の考え方では「保育料以外の徴収については現行同様、私立保育園は市と協議を経て実施する」とあります。私立保育園では実施し、なぜ、他はしていないのか。整合性がないと思われます。全ての子どもが保育を受けられるようにとの思いでスタートした新制度の取り組みが、保護者の収益状況により、保育料以外の徴収を支払えなかった場合は保育にどのような支障があるのか。市の現状の状況も把握・協議できていないなかで、国基準を理由に市の条例化に安易に取りこめないと強く思います。実際に全国社会福祉協議会・全国保育協議会・全国保育士会の3団体においても、上乗せ徴収の反対(公定価格は、質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準を算定するとしながら、設置主体によって実費以外の上乗せ徴収が存することは、同一基準に基づく同種の事業運営にあつて利用する施設で異なる利用者負担が生じ、また過度な負担を招きかねません)と意見しています。</p> <p>現在、子どもの貧困が6人に一人とも言われており、そんな状況下で保育は児童福祉法の24条1項に自治体の保育実施義務が明文化されているのになぜ保育料以外の徴収するのか、必要なかが理解に困難です。さらには、現在与党において、年長児の保育料無料化の動きもあるなかで、こうした状況も踏まえたうえで、考えなければいけない課題だと思います。よって上乗せ徴収の条例案に含めることは反対です。市が現行通り行うのであれば、「設置主体と市との協議を経て実施するとともに、額や徴収理由をあらかじめ開示し、保護者に説明・同意を得た上で行うものとする」との文面を加筆すべき。また、上記の3団体の意見同様、(認められる「当分の間」は、できる限り限定的な期間とすべき)を取り入れるべきです。</p>	<p>認可保育所であっても認定こども園等であっても、施設ごとの判断となりますが、国基準では、一定のルールの下で「できる規定」となっております。(参考:国基準第13条3、4)</p> <p>幼稚園・保育所等の経営実態調査の調査結果においては、3歳以上児主食費については、41.8%、通園費(園バス代等)は6.7%、遠足等の園外活動費(バス代、入場料等)は38.1%の保育所が実費徴収しています(N=22,977)。</p> <p>そのような中、国の子ども・子育て会議や子ども・子育て会議基準検討部会等では、現在、幼稚園・保育園などにおいて実費徴収が行われている遠足の園外活動費や教材費等の実費徴収については、現行と同様の整理としてはどうかという検討の視点が示され、今回の国基準にできる規定として設けられたものであります。また、教育・保育の質の向上に向けた取り組み等に係る上乗せ徴収については、額や徴収理由をあらかじめ開示し、保護者に説明・同意を得た上で行うこととしており、設置主体の判断によって徴収を行わないことも可能な取り扱いとしています(私立保育園については、現行同様、市町村との協議を経て、実施することとしています)。なお、今後これらについて、国がガイドライン等を示す予定です。</p>

市が条例で定める施設等の基準(素案)へのパブリックコメントを踏まえた委員のご意見と市の考え方

(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)

ご意見	基準名	NO	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	1	第31条について 保育従事者を、現行の基準を下回らないように努力するとありますが、現行以上を目指し、6割以上とすることを、市の基準案に明記していただきたいです。	職員の配置基準や資格の有無につきましては、国の基準に準ずることを基本に、現行の認証保育所実施要綱や家庭福祉員制度実施要綱等の基準を下回ることがないように努めます。
2	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	13	第23条第2項について 無資格者ではなく、研修はもちろんのこと、保育士、教員、助産師、看護師、保健師など?の資格を有するものとして、市が別に定めていただきたいです。	職員の配置基準や資格の有無につきましては、国の基準に準ずることを基本に、現行の認証保育所実施要綱や家庭福祉員制度実施要綱等の基準を下回ることがないように努めます。
3	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)	26	第6条について 連携施設の確保は、どのようにしていくのですか。 5年の経過措置があるものの、確保に向けて動いていくとすると、連携施設と予定する所とどのようなやり取りが必要になるのか知りたいです。	連携施設の設定にあたっては、家庭的保育事業者等と教育・保育施設設置者との間で調整し、設定することが基本となりますが、その調整が難航し、連携施設の設定が困難である場合、家庭的保育事業者等の求めに応じて、市が調整を行うこととなります。なお、家庭的保育事業所等と連携施設の間では、協定等を締結することが考えられます。
4	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)		第15条(食事)について 連携施設等からの食事搬入は、東久留米市でも進めていきたいと考えているのでしょうか。	家庭的保育事業等については、食育の推進やアレルギー児への対応の観点から、給食を提供する際には自園で調理したものを提供することとしており、調理員や調理設備も原則として置くことにしています。その上で、一定の要件を満たす場合については、連携施設等から搬入することを可能としていますが、それをもって食育の推進やアレルギー児への対応がおろそかになるわけではないものと考えます。
5	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)		保育者の立場としては保育資格を有する者が必ずしもすべての保育に対して適切な対応が出来るというわけではないことは理解する。子育ての経験がある人や子どもとかかわりの多い環境にいた人の方が資格を持って間もない人より信頼できることも少なからずある。 しかし、子を持つ親の立場からすると預ける園の保育者全員が保育士の資格を持つわけではないとなると、これだけ多くの保護者が不安に思うのは当然である。保育者の質を見分けるすべはないのだから最低限資格を有する人に保育をして欲しいと願うものである。市長村長が行う研修を修了した者とあるが、その研修の内容はどのようなものなのか。実際の保育園での実習はあるのか。内容と習得にかかる時間等を細かく示してほしい。	現行は、全ての家庭的保育者が受講する基礎研修が講義等21時間+実習2日以上、保育士以外の者が基礎研修に加えて受講する認定研修が、講義等40時間+保育実習(Ⅰ)48時間、更に一定の条件を満たさない者は、保育実習(Ⅱ)20日間を受講することになっており、新制度後の研修内容は、現行を基本に国が検討していくことになります。

市が条例で定める施設等の基準(素案)へのパブリックコメントを踏まえた委員のご意見と市の考え方

(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)

ご意見	基準名	NO	意見の概要	意見に対する市の考え方
6	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)		<p>職員の有資格について ベビーシッター事件や保育施設内での死亡事故の報道に大きく胸が痛みますが、認可保育所と認可外保育施設では死亡事故の発生数が大きく異なります。厚生労働省が集めた「保育施設における事故報告集計」によれば、平成22年から24年の3年間で、認可保育所で死亡した子どもは13人に対し、認可外保育施設で死亡した子ども31人となっています。</p> <p>この件については色々と弁護士や保育研究者で論議され、この要因としては、認可外保育施設では、1)預かる子どもの人数に対する保育士の配置基準を満たしていない施設があること、2)保育士の資格を有する職員の比率に関する基準が緩やかで、無資格の者が保育に従事している割合が高いこと、3)公的資金が入っていない、又は少ないことなどにより、保育従事者の給与が低く、保育従事者の入れ代わりが激しいこと、すなわち、保育従事者の専門性が蓄積されにくいことなどがあげられています。施設という箱(入れ物)を増やしての待機児解消をするのではなく、子どもの命を守り健全な発達を保障する場としての、保育施設の設置の視点に立つべきです。何らかの事故が起きた場合に、設置を認めた市の責任とともに監査問題にもなり得ます。実際に、神戸市ではA型を基本とする条例案、盛岡市・札幌市ではB型については有資格者は2/3以上とすると条例案を出しています。</p> <p>市の考え方では「保育士資格については現行の認証保育所や家庭福祉員制度を下回らないように努めます」とあります。「努める」ではなく、下回らないように条例化するべきです。</p> <p>よって、現行通り「東久留米市家庭福祉員制度実施要綱」に基づくもの(有資格者であるとともに保育経験を有する)とし、認証保育所においては6割の有資格者を条例に含め、C型は市内での設置は認めないものとする。また、乳幼児の命を守るうえでも、AEDの設置も義務づけを加える。</p> <p>保育士の配置基準についても、不安の意見が出されているが、国基準となった場合に、都の配置基準の看護師などはどうなるのか。国基準になることで、現行を下回る事は絶対はないのか。</p>	<p>職員の配置基準や資格の有無につきましては、国の基準に準ずることを基本に、現行の認証保育所実施要綱や家庭福祉員制度実施要綱等の基準を下回ることがないように努めます。</p> <p>また、国のQ&Aにおいて、「小規模保育事業の認可基準について、A型のみ限定することは可能ですか。」という問いに対し、「B型の基準を全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません。」との回答があること、また小規模保育事業C型は家庭的保育事業の共同実施型(グループ型小規模保育)が小規模保育事業に移行することを想定した形態であること等に鑑み、C型の設置を認めないということは考えておりません。</p> <p>更に、現在のところAEDは、公共施設や学校、企業、空港や駅といった人の多く集まる場所を中心に設置されていることから、家庭的保育事業所や小規模保育事業所といった利用定員数の少ない施設でのAEDの設置義務化は考えておりません。</p>
7	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)		<p>調理設備について 「家庭的保育事業等については、食育の推進やアレルギー児への対応の観点から、給食を提供する際には自園で調理したものを提供することとしており、調理員や調理設備も原則として置くことにしています。その上で、一定の要件を満たす場合については、連携施設等から搬入することを可能としています」と市は考えを述べています。</p> <p>家庭的保育事業・小規模保育事業など、主に乳児(0～2歳)が受け入れの中心でなるであろうと思います。そのなかで、離乳食については進み具合には個人差があり、食材や切り方、大きさなどの配慮やその日その日の少しの体調の変化も見逃さない細かな配慮が必要です。市の考えでは「なお、外部搬入を行うにあたっては、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時期に適切に適切にすることが要件の一つとなっています。」とされていますが、実際に認可保育園で給食を外部委託にしている現状で、保育の現場からの相談を受けても、調理員が委託された会社の許可を得られないとできないと臨機応変に対応できない事例も聞いています。</p> <p>誤飲や窒息が原因による死亡事故もあるなかで、子どもの命を守るうえでも、自園での調理とすべきです。</p>	<p>家庭的保育事業等については、食育の推進やアレルギー児への対応の観点から、給食を提供する際には自園で調理したものを提供することとしており、調理員や調理設備も原則として置くことにしています。その上で、一定の要件を満たす場合については、連携施設等から搬入することを可能としています。その上で、一定の要件を満たす場合については、連携施設等から搬入することを可能としています。また、外部搬入を行うにあたっては、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー・アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時期に適切にすることが要件の一つとなっています。</p> <p>なお、一定の要件を満たす場合に連携施設等から食事を搬入することと誤飲や窒息を原因とする事故との因果関係は、薄いものと考えます。</p>

市が条例で定める施設等の基準(素案)へのパブリックコメントを踏まえた委員のご意見と市の考え方

(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)

ご意見	基準名	NO	意見の概要	意見に対する市の考え方
8	(仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(素案)		<p>保育室の高層階への設置要件について 「国では、保育室等を高層階に設置する際の避難用の施設や設備の設置要件の見直しに関し、同等の安全性と代替手段を前提として、建築や消防の専門家などによる検討を踏まえ、保育所の基準につき所要の改正を行ったところ。このため、市で定める小規模保育事業所A型・B型、事業所内保育事業所の設備基準についても、国の改正内容と同等としており、適切であると判断しております。」と市の考え方を述べていますが、都の子ども子育て会議では、「安全面・教育面で(高層階の施設環境)ふさわしいのか」「子どもの安全確保を中心に論議すべきこと」「低階層で耐震性が大事。私立幼稚園の8割が耐震性が整っている。5～10年後に検証するべき」等々の意見が委員から出されています。</p> <p>園庭の設定義務化、最低でも子どもが移動しやすい距離内に公園が隣接している、散歩に出やすい2階以下の施設であるべきです。子育て世代が高層マンションに住むことも多くなってきたなかで、子どもにとって住まいも保育施設も高層階になるのは避けるべきです。震災等の時の子どもの安全と命の保障。通常保育での戸外活動と健全な心身育成・発達の保障をふまえたうえでも認めるべきではないです。例外中の例外として認めるならば、“2階以上”ではなく“〇階までとする”という文面や、園児の避難や戸外への要員として職員の加配や補助を市として行うべきです。</p>	<p>国では、保育室等を高層階に設置する際の避難用の施設や設備の設置要件の見直しに関し、同等の安全性と代替手段を前提として、建築や消防の専門家などによる検討を踏まえ、保育所の基準につき所要の改正を行ったところ。このため、市で定める小規模保育事業所A型・B型、事業所内保育事業所の設備基準についても、国の改正内容と同等としており、適切であると判断しております。また、家庭的保育事業や小規模保育事業所には、遊戯等に適した広さの庭や屋外遊技場(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。)の設置義務があります。</p> <p>なお、これまでも認可保育所については4階以上の設置が認められてきましたが、4階以上の場合の避難用設備として屋外階段を必置とする要件に関し、前述したとおり、国において所要の改正が行われました。については、本市が認可する小規模保育事業所A型・B型、事業所内保育事業所についても、国基準どおり、改正された認可保育所と同等の高層階への設置要件を適用するものであります。</p>

市が条例で定める施設等の基準(素案)へのパブリックコメントを踏まえた委員のご意見と市の考え方

(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)

ご意見	基準名	NO	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)		<p>学童保育の延長保育実施について 学童保育の延長保育実施の意見について「保育園は保護者が送迎をするため、勤務時間に通勤時間を加算した時間、お預かりしておりますが、学童保育所は、本人の登降所となることから、ひとりで帰ることができる時間で設定しております。また、開所時間については、国の専門委員会で十分議論していることから、国基準である「平日につき1日3時間以上、学校休業日1日8時間以上」とし、開所時間については、別に定めることとなります。」と考えを述べています。</p> <p>保育園において延長保育を利用していた園児が、小学校に入学・学童入所とともに、ひとりでは帰れるが、保護者が帰宅するまでの時間を一人で過ごす状況が、子育て新制度でめざす、“全ての子どもたちが笑顔で成長していくために。全ての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために”とはいえません。実際に近隣の市では新制度の検討や実施以前に行われています。</p> <p>H24年に行われた社会福祉審議会子育て支援部会において、東久留米市の保育及び学童保育における利用者負担の適正なあり方について論議を重ね、学童の延長保育については延長保育利用料の徴収・延長利用保育利用の際は保護者のお迎えを原則とする内容など含めて話し合われてきており、当時、市事務局としても近年の実施を考えていく旨の発言がありました。その後、子育て支援制度の創設にからみ、市・市議会子ども子育て会議の動向をみて判断していくという経過での現状です。別に定めるのであれば、子ども子育て支援制度実施と合わせて、学童延長保育も実施できるようにしていくべきです。</p>	<p>今後、子ども子育て会議における保育料の検討とは別に、学童保育所の延長時間や延長保育料につきましては、利用を希望する保護者の方との協議を行い、別に定める予定です。</p>
2	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)		<p>学童保育の定員について 学童の定員については、市では現在、実際に小学校のクラスでは35人→30人学級となっているなかで、「学童の定員については、国の専門委員会で議論しており、専門委員会の報告書では、「児童の集団の規模はおおむね40人までとすることが適当」とされたことを踏まえ、素案を出しております」と述べています。しかし、別では「①今回の国の基準に関しましては、全国に統一した基準(最低基準等)が示され、それに基づき当市の「子ども子育て会議」の委員の方々の意見やパブリックコメントの内容、市の状況等を勘案し、検討してまいります。②国の基準に準ずることを基本に現行の基準を下回ることがないように努めます」と市の考えを述べています。国の基準はあくまでも下回ってはいけな最低の基準であり、これを上回ってはいけな物ではありません。子どもが安心して過ごせる環境設定・指導員のゆとりある関わり方をふまえたうえで、小学校のクラス配置に連動し、現行の40人→35人～30人を定員とできないか。</p>	<p>学童の定員については、国の専門委員会で議論しており、専門委員会の報告書では、「児童の集団の規模はおおむね40人までとすることが適当」とされたことを踏まえ、基準を定めております。</p>

市が条例で定める施設等の基準(素案)へのパブリックコメントを踏まえた委員のご意見と市の考え方

(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)

ご意見	基準名	NO	意見の概要	意見に対する市の考え方
3	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	3,7, 8,10, 11,12, 13,14, 15,16, 17,18, 19,20, 21,22, 23,24, 25,26, 29,30, 31,34, 35,37, 38,39, 40,41, 42,44, 53,54, 55	<p>第2条 最低基準の目的について</p> <p>意見 児童福祉法第34条の8の2第1項には、「市町村は、放課後児童育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない」とあります。 市が条例で定める基準は、東久留米市の児童にとって身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保されているものとしてください。</p> <p>案 児童福祉法第34条の8の2第1項の規定により市が条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。また、市が条例で定める基準が、東久留米市の児童にとって規定通りに身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保されているかどうかの検証を怠らない。</p>	<p>放課後児童健全育成事業は、児童福祉法に根拠があるものであり、同法の規定に基づいて、本基準や最低基準が定められるものです。児童福祉法上の規定は当然に遵守するものであって、改めて本基準に定める必要はないと考えます。</p>
4	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	3,7,8, 10,11, 12,13, 14,15, 16,17, 18,19, 20,21, 22,23, 24,25, 26,29, 30,31, 34,35, 37,38, 39,40, 41,42, 44,53, 54,55, 56	<p>第3条 最低基準の向上について</p> <p>意見 最低基準を常に向上させるように努めるための手立てを明記することが、「第3条 最低基準の向上」の達成を明確なものにすると考えます。</p> <p>案 1 市町村長は、その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 2 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。 3 市町村は、最低基準の向上のために、保護者の意見や要望を聞き、また、よりよい運営ができるように保護者が参画できるよう努める。 4 市町村は、最低基準の向上のために、長期目標・短期目標を設定した事業計画を行う。 5 学童保育所については、現行の「東久留米市立学童保育所設置条例」及び「東久留米市立学童保育設置条例施行規則」「東久留米市学童保育事業運営マニュアル」による基準を下回らないようにする。</p>	<p>最低基準は、設備及び運営に関する基準であり、放課後児童健全育成事業者が遵守すべきものであるため、行政機関の具体的な責務、施策や条例制定にあたっての手続きについての規定を設けることは適当ではないと考えます。</p>

市が条例で定める施設等の基準(素案)へのパブリックコメントを踏まえた委員のご意見と市の考え方

(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)

ご意見	基準名	NO	意見の概要	意見に対する市の考え方
5	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	3,4,5,12,25,28,46,55	<p>第5条 放課後児童健全育成事業の一般原則について</p> <p>意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって」の表現では、特別支援学校の小学生を含む表現でない。また、「その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき」の表現では、要支援児童・要保護児童の支援が含まれない。 ・対象が6年生までになったことを盛り込む。 ・「放課後児童健全育成事業」の目的や役割、対象児童の項目を作り明確にすることが、一般市民にわかりやすいものになると思う。 ・児童福祉法第34条の8の2第1項には、「市町村は、放課後児童育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない」を盛り込む。 <p>案 (役割・目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が労働等により昼間家庭にいないもの及び個別の支援を必要とするものの放課後及び学校休業日の安心・安全な生活を継続的に保障する。 ・家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行う。 ・保護者の働く権利と家庭の生活を守る支援を行う。 <p>(対象児童)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業における支援の対象は、小学校及び特別支援学校小学部に就学している6年生までの児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの及び個別の支援を必要とするもの <p>(基本方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものとしてその運営を行わなければならない。 ・放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 ・放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。 <p>5 放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。</p>	<p>放課後児童健全育成事業は、児童福祉法に根拠があるものであり、同法の規定に基づいて、本基準や最低基準が定められるものです。児童福祉法上の規定は当然に遵守するものであって、改めて本基準に定める必要はないと考えます。</p>

市が条例で定める施設等の基準(素案)へのパブリックコメントを踏まえた委員のご意見と市の考え方

(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)

ご意見	基準名	NO	意見の概要	意見に対する市の考え方
6	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	3.4, 25,27, 36,6	<p>第6条 放課後児童健全育成事業者と非常災害対策について</p> <p>意見 ・災害については、あらゆる状況を想定した具体的な対応をしっかりと計画を立てることが、児童の健全な育成を図ることに不可欠と考える。 ・アレルギー対策についても、命にかかわることなので項目に加える。</p> <p>案 見出しに「<u>及びアレルギー対策</u>」を加える。 1 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、「災害対応マニュアル」を作成する。また、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 2 1の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。 3 <u>アレルギー疾患に対する取り組みガイドライン</u>を作成する。</p>	<p>第6条は、非常災害に必要な設備の設置や訓練等についての規定を設けております。アレルギー対策については、第14条の運営規定にありますように、放課後児童健全育成事業所ごとに定めることとなります。</p>
7	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	3.7, 8,10, 11,12, 13,14, 15,16, 17,18, 19,20, 21,22, 23,24, 25,26, 29,30, 31,34, 35,36, 37,38, 39,40, 41,42, 44,53, 54,55, 56	<p>第9条第1項 設備の基準について</p> <p>意見 ・学校とは異なる児童福祉法を基本としている基準であるならば、「児童にとって身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保され」るためには必要な設備及び備品を明確にする必要があると考えます。 ※育成室・静養室・事務室・障害者用を含むトイレ・玄関・靴箱・児童用ロッカー・台所・給湯器・倉庫・手洗い場・足洗い場・温水シャワー・物置・冷暖房・屋外の遊び場スペース。 ・特別な支援が必要な児童のためのクールダウンができる個別空間が必要であり、この空間はどの子どもにも活用ができると考える。このことについても明確に規定する必要があると考える。</p> <p>案 1 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下この条において「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。必要な設備及び備品についてはガイドライン、または、「東久留米市学童保育事業運営マニュアル」で示すものとする。</p>	<p>現在の放課後児童クラブガイドライン(平成19年10月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)では、「施設・設備については、衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備えること」としており、個別具体的な備品等については、地域の実情等に応じて設けることとしております。 今後も、地域の実情等に応じ、支援の提供に必要と考えられる設備、備品等を備えることが適当であり、詳細の設備、備品等を本基準上に列挙することは考えておりません。</p>
8	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	3.48	<p>第9条第2項 設備の基準について</p> <p>意見 第3条最低基準の向上における「2市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。」を達成するために、表現を変更する。 希望の地域の学童に通えるようにする具体的な手立ては？</p> <p>案 2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。とし、事業計画終了の5年後にはこの数字をより大きなものにし、突然の措置に対して耐えうる状況にする。</p>	<p>国の専門委員会ですら十分論議をした結果、「専用室・専用スペースは、生活の場としての機能が十分に確保される場所であって、放課後児童クラブの児童が事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋又はスペース」「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上」とすることが適当としており「放課後児童クラブを利用しない児童と共に遊びや生活の時間を過ごすことは、児童の健全な育成を図る観点からむしろ望ましい場合もある」とされたこと等を踏まえ、第9条の基準を定めたものです。</p>

市が条例で定める施設等の基準(素案)へのパブリックコメントを踏まえた委員のご意見と市の考え方

(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)

ご意見	基準名	NO	意見の概要	意見に対する市の考え方
9	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	1,3,10,13,25,50,51	<p>第10条第1項から第3項 職員について</p> <p>意見 職員の資格については現行の学童保育所の基準(学童保育事業運営マニュアルによる)を下回らないように努めるならば、そのことと明文化しておくべきだと思います。</p> <p>案 1 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ。)をもってこれに代えることができる。 3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)保育士の資格を有する者 (2)社会福祉士の資格を有する者 (3)学校教育法の規定による高等学校(旧中等学校令による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(9)において「高等学校卒業等」という。)であって、2年以上児童福祉事業に従事したものである。 (4)学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 (5)学校教育法の規定による大学(旧大学令)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (6)学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者 4 学童保育所の職員については、東久留米市学童保育事業運営マニュアルに規定し、現行を下回らないものとする。</p>	<p>第10条の3の職員の資格につきましても、現行の学童保育所の基準(東久留米市学童保育事業運営マニュアル)を下回らないように努めます。なお、新たな基準の制定を理由として、既存の施設において、設備又は運営を低下させることはありません(参考:国基準第4条2)。</p>
10	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	1,8,10,32,46,49,55	<p>第10条第4項 職員について</p> <p>意見 「東久留米市学童保育事業運営マニュアル」で規定している15対1を下回らないようにしていくことについて明文化する。</p> <p>案 4 2の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。ただし、学童保育所については、現行通りの15対1以上を維持していく。</p>	<p>学童の定員については、国の専門委員会で議論しており、専門委員会の報告書では、「児童の集団の規模はおおむね40人までとすることが適当」とされたことを踏まえ、素案を出しております。 また、国の基準に準ずることを基本に現行の基準を下回ることがないように努めます。なお、新たな基準の制定を理由として、既存の施設において、設備又は運営を低下させることはありません(参考:国基準第4条2)</p>

市が条例で定める施設等の基準(素案)へのパブリックコメントを踏まえた委員のご意見と市の考え方

(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)

ご意見	基準名	NO	意見の概要	意見に対する市の考え方
11	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,25,27,28,31,32,33,36,45,46,49,50,52,55	<p>第14条 運営規程について</p> <p>意見 基準についての具体的なことがなく、かなりの混乱と心配を招いています。みんなが安心して納得できる表現を明記するのが必要だと思います。 運営規程は、いつどこで決められるのかもはっきり示すことが必要に思います。特に、(3)開所している日及び時間 (4)支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 については、ニーズ調査の意見でも多くの意見が寄せられています。</p> <p>案 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 (1)事業の目的及び運営の方針 (2)職員の職種、員数及び職務の内容 (3)開所している日及び時間 (4)支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 (5)利用定員 (6)通常の事業の実施地域 (7)事業の利用に当たっての留意事項 (8)緊急時等における対応方法 (9)非常災害対策 (10)虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>児童保育所については、現行の「東久留米市立学童保育所設置条例」及び「東久留米市立学童保育設置条例施行規則」「東久留米市学童保育事業運営マニュアル」による現在の水準を下回らないようにする。</p> <p>開所時間及び保育料については、今後、〇〇までに「子ども・子育て会議」の中で検討する。</p>	<p>第14条では、(1)から(11)までについて運営規程を定めておかなければならないとしており、これらの内容は事業所ごとに定めることとなります。なお、この場合においても、新たな基準の制定を理由として、既存の施設において、設備又は運営を低下させることはありません(参考:国基準第4条2)</p> <p>また、子ども・子育て会議における保育料の検討とは別に、学童保育所の延長時間や延長保育料につきましては、利用を希望する保護者の方との協議を行い、別に定める予定です。なお、最低基準は、設備及び運営に関する基準であり、放課後児童健全育成事業者が遵守すべきものであるため、行政機関の具体的な責務、施策や条例制定にあたっての手続きについての規定を設けることは適当ではないと考えます。</p>
12	(仮称)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(素案)	2,3,4,5,6,7,8,10,12,25,28,31,33,45,55	<p>第18条 開所時間及び日数について</p> <p>意見 ・パブコメでもニーズ調査でも開所時間についての意見が多く、そのことについての回答は必要であると思う。</p> <p>案 1 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該次に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。 (1)小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業1日につき8時間 (2)小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業1日につき3時間 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p> <p>開所時間については現行の「東久留米市立学童保育所設置条例」及び「東久留米市立学童保育設置条例施行規則」「東久留米市学童保育事業運営マニュアル」で規定する。</p>	<p>第18条の「開所時間及び日数について」は、最低基準を示したものであり、詳細は当該事業所ごとに定めることとなっております。</p> <p>また、第14条の運営規定(3)で定めておかなければならないとしており、各事業所ごとに定めることとなります。</p>

市が条例で定める施設等の基準(素案)へのパブリックコメントを踏まえた委員のご意見と市の考え方

その他

ご意見	基準名	NO	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	その他		今回の国基準よりも現行がそれを上回っている場合には、下回らないよう努力ではなく、最低でも現行に合わせるということにしていきたい。それを市の基準として別途定めていただくとよいと思います。	新たな基準の制定を理由として、既存の施設において、設備又は運営を低下させることはありません(参考:国基準第4条2)。また、職員の配置基準や資格の有無につきましては、国の基準に準ずることを基本に、現行の認証保育所実施要綱や家庭福祉員制度実施要綱等の基準を下回ることがないように努めます。
2	その他		市民へは、できるだけわかりやすく、具体的な表現で、回答ができるとうよいと思います。	そのように努めます。
3	その他		条例案を出すタイムリミットが迫っていることは、理解しています。運営基準を条例で定めることを基本としながら、細かいことについては、東久留米市の規則で定めるとして、その内容でまだ討論が必要ならば条例案提出後も話し合っていくということはどうでしょうか。	条例以外の法規文書で定める事項があるのかは整理しますが、これまでの経緯を踏まえましても、今回の基準条例に関する意見聴取は、平成26年度第5回の子ども・子育て会議で終結といたします。
4	その他		保育園の保護者の方々も、この新制度のわからなさ不安を抱えている人や、不安以前に全く知らない、わからない人が大半です。できるだけ早い説明が必要だと思っています。	パブリックコメントにおける市の考え方のとおり、検討させていただいているところです。
5	その他	25,28,30,32,39,42,46,47等	意見 市が責任を持って、0歳～就学前までの子どもを持つ全ての家庭に対して説明会を行っていただきたい。特に在園中の家庭は必須とされます。	市においても、制度改正、とりわけ保護者の方へ影響がある部分について、早急に市民の方へお知らせしていく必要があると考えています。国・東京都からの情報や各施設・事業者ごとの状況、手続き方法など、制度の詳細について、市民や事業者等にお知らせできる時期、周知方法を検討しているところです。ご意見として承ります。
6	その他		パブコメの市の考え方を見て、「現在の基準を下回らないように努めます。」といった文面が多々見受けられます。努めますという文面だけではなく、現状維持・基準を下回らないと言っていることに関して、具体的に条例に明記しなければ、分かりにくいとともに条例の意味がないと思います。条例とは別で定めるというのであれば、運営規則・実施要綱等、何かに明記するのも「※〇〇については別項の運営規則に定める など」とはっきり分かりやすく明記すべきです。	新たな基準の制定を理由として、既存の施設において、設備又は運営を低下させることはありません(参考:国基準第4条2)。また、運営規程、重要事項に関する規程は国基準の中でも別に定めることとされています。

市が条例で定める施設等の基準(素案)へのパブリックコメントを踏まえた委員のご意見と市の考え方

その他

ご意見	基準名	NO	意見の概要	意見に対する市の考え方
7	その他		<p>H24年に行われた社会福祉審議会子育て支援部会において、東久留米市の保育及び学童保育における利用者負担の適正なあり方について論議を重ね、認可外保育施設利用者への利用料格差への補助を行う事を答申としてまとめ提出しています。公的な市の機関で話し合われたまとめであり、委員個人の意見ではありません。上記の学童保育の延長保育の実施同様に、市・市議会で子ども子育て会議の動向をみて判断していくという状況で今日までできています。現在、市の家庭福祉員を利用している場合には子ども1人当たり80,000円以上の補助があるはずで、反対に認証の保育料は家庭福祉員に預けるより高くなっています。こうした状況のなかで23区はもとよりほとんどの多摩市では自治体が助成をしています。</p> <p>新制度の実施においても認証保育所も施策のなかに入れていなければならないのであれば、新制度実施とともに認可外保育施設利用者への利用料格差への補助も実施すべきです。条例案の他の事業や内容であるならば、新制度の公定価格と触れて定めるべきです。</p>	<p>認可外利用者への利用者格差への補助に関しては、今回パブリックコメントを実施した3つの素案に規定するものではありません。</p>
8	その他		<p>施設を利用する子どもの命を守るとともに、地域の子どもの命を守る場所ともなるよう、教育・保育施設、家庭的保育事業、小規模保育事業の全てに、AEDの設置の義務化を条例案に取り入れられないでしょうか。</p>	<p>AEDの設置の義務化については、国でも法的整備ができていない状況であること、及び厚生労働省が示す「AEDの適正配置に関するガイドライン」において、AEDの設置が推奨される施設(例)で示されている施設は、子ども関連施設に限定されず、人が多く集まる場所であることから、本条例で教育・保育施設や家庭的保育事業等の施設に特化し、AEDの設置を義務化することは考えておりません。</p>
9	その他		<p>保育園に入所を希望しても、状況により家庭保育室になるかもしれない、小規模保育所か認証保育所になるかもしれない。入る所によって上乗せ徴収があったり、有資格者の職員配置の違いがあったりすることは、保護者・子どもともに施設によって処遇が違ふという事になり得ます。市内で同じ東久留米市民の子どもなのに、利用料や保育内容が違ふという状況を作り出してはならないと強く思います。</p> <p>待機児解消を理由に、ただ施設を増やしやすい状況を優先するのではなく、子どもの安全・健全な発達保障を基盤にすべきです。市の条例をもとに教育・保育施設が設置されていく。条例には設置のための単なる基準ではなく、子どもの命・安全を守るもののはずです。今回の素案(国の基準案)が本当に東久留米市が子どもの命・安全を守るという責任を持てるのか。国がいうから絶対に大丈夫といえるのか。</p> <p>国がいう“全ての子どもたちが笑顔で成長していくために。全ての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために”という東久留米市を作っていくためにも、東久留米市の子育てカラーを感じられる条例にすべきだと思います。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>